

指定短期入所生活介護事業所

指定介護予防短期入所生活介護事業所

特別養護老人ホームもりの家 運営規程

# 運 営 規 程

社会福祉法人 霞桜会

茨城県土浦市北荒川沖町8番1号

**指定短期入所生活介護事業所  
指定介護予防短期入所生活介護事業所  
特別養護老人ホームもりの家 運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人霞桜会（以下「事業者」という）が開設する指定短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームもりの家及び指定介護予防短期入所生活介護事業所特別養護老人ホームもりの家（以下「事業所」という）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、施設設備を活用し、事業所の従業者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、従事者は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活ができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練により要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、従事者は要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持向上を目指すものとする。

また、利用する高齢者の自立支援を念頭において、サービスの提供を行なうものとする。

3 事業の実施に当たって、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対して、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、介護老人福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の施設名称、所在地および定員は、次の通りとする。

(1) 名称 特別養護老人ホームもりの家

(2) 所在地 茨城県土浦市北荒川沖町 8 番 1 号

(3) 定員 16 名

ただし、併設の指定介護老人福祉施設の空床を活用し、短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を行なうことがある。

(事業所の職員の職種、員数および職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従事者は、指定介護老人福祉施設と兼務とし、事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内要は、次の通りとする。

(1) 管理者（施設長） 1 名（常勤 他事業所兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 医師 1 名（非常勤）

医師は、利用者の健康状況に注意し、健康維持管理の為の適切な措置をとるとともに職員の健康管理も併せておこなう。

(3) 生活相談員 1 名（常勤）

生活相談員は、利用者および家族からの相談に応じて、必要な助言その他の援助をおこなうとともに、従事者に対する技術指導、関係機関との連絡調整を行う。また、苦情処理の窓口を担当する。

(4) 介護支援専門員 1 名（常勤）

介護支援専門員は、利用者の短期入所生活介護サービス計画の作成、見直しおよびサービス担当者会議の実施計画等を行なう。

(5) 看護職員 3 名以上（常勤換算）

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保険衛生上の指導、看護を行なう。

(6) 介護職員（看護職員含む） 24 名以上（常勤換算）

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談、援助業務を行なう。

なお、(5) 看護職員、(6) 介護職員の員数については、基準により利用者 3 人またはその端数を増すごとに 1 名を配置する。

(7) 機能訓練指導員 1 名（非常勤）

機能訓練指導員は、利用者の身体機能の維持・減衰を防止するための訓練を行なう。

(8) 栄養士、管理栄養士 1 名（常勤）

栄養士は、給食の献立の作成、利用者の栄養指導および調理員の指導を行なう。

(9) 事務職員 2 名（常勤 非常勤 他事業所兼務）

事務職員は、経理、庶務等の必要な事務を行なう。

2 前項の規定にかかわらず事業運営上必要がある場合には、定数を超えて、またはその他の職員を置くことができる。

また、定数を超える職員は他の事業所を兼務することができる。

- 3 第1項に規定する職員は、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームもりの家の業務を兼務するものとする。
- 4 第1項に規定する(5)看護職員、(6)介護職員、(9)調理員については、非常勤職員を一部充てることができる。この場合には、常勤換算による人員を確保して配置するものとする。

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容)

第5条 指定短期入所生活介護サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 利用の対象者は、居宅において一時的に介護を受けることができなくなった、要介護(介護予防にあつては要支援)の高齢者等とする。
- (2) サービスは、次条に定める短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画に基づき、特に次の点に留意して提供する。
  - ① 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、日常動作訓練の機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。
  - ② 懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービス提供等について理解しやすいように説明をする。
  - ③ 介護技術の進歩に対応して、適切な介護技術をもってサービス提供を行なう。
  - ④ 利用者や、他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をしてはならない。
  - ⑤ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払わなければならない。
  - ⑥ 利用者の心身の状況に応じて、週に2回以上の入浴または清拭を行なう。  
また、排泄、離床、着替え、整容等に関して必要かつ適切な介護を行なう。
  - ⑦ 利用者の栄養状態の維持および改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた栄養管理を行う。
  - ⑧ 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各利用者の状態に応じた口腔衛生を行う。
  - ⑨ 利用者の栄養状態、身体状況、嗜好、提供時間および自立支援等に配慮して食事の提供をする。
  - ⑩ 退所にあたっては、居宅介護支援事業所、他の保険医療福祉サービス提供者等と連携して必要な援助を行なう。

(短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成)

第6条 管理者は、居宅サービス計画に基づき、利用者に対して、利用者の心身の状況、希望およびそのおかれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至る

までの利用者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護サービス計画書及び介護予防短期入所生活介護サービス計画書の策定を介護支援専門員等に行なわせるものとする。

なお、短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画の策定は、利用期間が4日間以上の利用者が対象となる。

- 2 介護支援専門員等は、他の職員と協議の上施設サービス計画の原案を作成し、利用者、家族に対し、その内容等についての説明を行ない、同意を得るものとする。
- 3 短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画の策定にあたってのアセスメント様式は、包括的自立支援プログラムを中心に活用するものとする。

(利用料その他の費用の額および額の変更)

第7条 指定短期入所生活介護事業所及び介護予防指定短期入所生活介護事業所の利用料は、厚生労働大臣の定める基準によるものと、事業者が独自に定めた基準によるものとする。当該サービスが法定受領サービスであるときは、厚生労働大臣が定める基準によるものの1割、または、2割、3割の額に居住費、食費と事業所が独自に定めた額の合計額とする。

また、所得に応じた認定がなされた場合には、利用者の1割負担金の減額・減免がなされる。

- 2 その他費用として、事業所が独自に定めたサービス（介護保険対象外サービス）で個人負担が適当なものについては、実費、かかった費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 食事の提供

1,500円/日 内訳 (朝 400円・昼 650円・夕 450円)

(2) 居室の提供

個室 1,240円/日

多床室 920円/日

(3) 特別な食事の提供

実費

(4) 特別な居室の提供

実費

(5) 介護披見の限度額を超えるサービス

実費

(6) 通常の営業区域を越える送迎サービス

20円/1km

- (7) 理美容サービス  
2,300 円～/回
- (8) レクリエーション、クラブ活動サービス  
実費
- (9) その他重要事項説明書の記載サービス  
定めた金額
- (10) 利用者が日常生活を送る上で必要と思われるサービス  
実費

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に重要事項説明書等の文書で説明した上で、文書に署名（記名押印）を受けることとする。

また、介護保険給付体系、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、利用者または家族に対し事前に文書で説明した上で、利用料を相当な額に変更することができる。

(通常を送迎実施区域)

第 8 条 通常を送迎実施区域は、原則として土浦市全域とその隣接市町村の一部の区域（おおむね半径 5 km）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、次に掲げる事項を厳守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする。
- (2) 火気の取扱いに注意する。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為を慎む。
- (4) その他管理上必要な指示に従う。

(緊急時等における対応の方法)

第 10 条 サービス提供時に利用者の病状に急変が生じ場合、またはその他緊急時の対応が必要と思われる場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し必要な措置を行なうこと。

2 施設は、入院等を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

協力病院：牛久愛和総合病院 筑波病院

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。

(衛生管理等)

第 12 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供にする水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品や医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 カ月 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第 13 条 施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 施設が得た利用者又は家族の個人情報については、介護老人福祉施設所者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を厳守し適切な取扱いに努めること。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 14 条 施設は、提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受ける窓口（担当職員）を設置し、解決に向けての調査を実施して改善の措置を講じて、利用者及び家族に説明するものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書等の提示の求め又は質問照会に応じ、利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、指導・助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行わなければならない。

(地域との連携)

第 15 条 施設はその運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条の 2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - (4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための安全対策担当者の設置
- 2 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
  - 4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待に関する事項)

第 17 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置
- 2 施設は、サービス提供中、当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第 18 条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

ただし、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適切な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用後 6 か月以内の研修
  - (2) 継続研修年 1 回以上
- 2 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持するものとする。

- 3 職員であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な介護老人福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 施設は、介護老人福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規定に定める事項のほか事業の運営は、介護保険法令および指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準（平成18年3月24日厚生労働省令第34号）に則して実施する。  
運営に関する重要事項は、霞桜会の理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 施設は、職員の資質向上を図るため研修の機会を設けて、業務体勢の整備を行う。

- （1）採用後6ヵ月以内の研修
- （2）継続研修年1回以上

- 2 職員は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を周知する。
- 4 管理者は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切な対応をとるため担当職員を置き、解決向けての調査を実施して改善の措置を講じて、利用者および家族に説明するものとする。
- 5 この規定に定めるもののほか事業の運営は、介護保険法令および指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に則して実施する。  
また、運営に関する重要事項は、霞桜会の理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第13条 事業所は、従事者の資質向上を図るため研修の機会を設けて、業務体勢の整備を

行なう。

(1) 採用後 6 ヶ月以内の研修

(2) 継続研修年 1 回以上

- 2 従事者は、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持するものとする。
- 3 従事者であった者に、職務上知り得た利用者またはその家族の情報について、その秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を周知する。
- 4 管理者は、提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切な対応をとるため担当職員を置き、解決向けての調査を実施して改善の措置を講じて、利用者および家族に説明するものとする。
- 5 この規定に定めるもののほか事業の運営は、介護保険法令および指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）に則して実施する。

また、運営に関する重要事項は、霞桜会の理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 13 年 8 月 23 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日 改正

平成 18 年 4 月 1 日 改正

平成 21 年 9 月 1 日 改正

平成 27 年 8 月 1 日 改正

令和 3 年 8 月 1 日 改正

令和 6 年 8 月 1 日 改正